

第3 耐用年数の適用に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち「改正前」欄に掲げるものを「改正後」欄のように改める。

一 中古資産の耐用年数

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により移転を受けた減価償却資産の耐用年数)</p> <p>1-5-13 適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人が被合併法人又は分割法人(以下1-5-13において「被合併法人等」という。)から受け入れた減価償却資産の耐用年数は、当該資産について定められている耐用年数省令別表に掲げる耐用年数による。ただし、被合併法人等が当該減価償却資産について省令第3条《中古資産の耐用年数等》の規定により算定した耐用年数を適用していた場合には、当該耐用年数によるのであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p>

二 構築物

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車道)</p> <p>2-3-21国土交通大臣.....</p>	<p>(自動車道)</p> <p>2-3-21運輸大臣及び建設大臣.....</p>

三 車両及び運搬具

改 正 後	改 正 前
<p>(運送事業用の車両及び運搬具)</p> <p>2 - 5 - 6 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「運送事業用の車両及び運搬具」とは、道路運送法(昭和26年法律第 183号)第 4 条《<u>一般旅客自動車運送事業</u>》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第 3 条《<u>一般貨物自動車運送事業の許可</u>》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者が自動車運送事業の用に供するものとして登録された車両及び運搬具をいう。</p> <p>(貨物自動車と乗用自動車との区分)</p> <p>2 - 5 - 8自動車登録規則(昭和45年運輸省令第 7 号)第13条《<u>自動車登録番号</u>》.....</p>	<p>(運送事業用の車両及び運搬具)</p> <p>2 - 5 - 6 別表第一の「車両及び運搬具」に掲げる「運送事業用の車両及び運搬具」とは、道路運送法(昭和26年法律第 183号)第 4 条《<u>一般旅客自動車運送事業等</u>》の規定により国土交通大臣の免許を受けた者及び第42条の 2 《<u>一般貸切旅客自動車運送事業</u>》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第 3 条《<u>一般貨物自動車運送事業の許可</u>》の規定により国土交通大臣の許可を受けた者が自動車運送事業の用に供するものとして登録された車両及び運搬具をいう。</p> <p>(貨物自動車と乗用自動車との区分)</p> <p>2 - 5 - 8自動車登録規則(昭和45年運輸省令第 7 号)第31条《<u>自動車登録番号</u>》.....</p>

四 器具及び備品

改 正 後	改 正 前																								
(廃 止)	<p>(LAN設備の耐用年数)</p> <p>2 - 7 - 6 の 2 法人が、いわゆる LAN設備について、同時に一括して取得及び更新が行われるものとして、これを構成する個々の減価償却資産の全体を一の減価償却資産として6年の耐用年数により償却費の計算を行っている場合には、これを認める。</p> <p>(注) LAN設備を構成する個々の減価償却資産ごとに償却費の計算を行う場合には、その耐用年数はおおむね次のようになる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">個々の減価償却資産</th> <th style="text-align: center;">耐用年数</th> <th style="text-align: center;">「種類」「構造又は用途」「細目」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">サーバー</td> <td style="text-align: center;">6年</td> <td style="text-align: center;">「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ネットワークオペレーションシステム、アプリケーションソフト</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">「無形減価償却資産」「ソフトウェア」「その他のもの」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハブ、ルーター、リピーター、LANポート</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電話設備その他の通信機器」「その他のもの」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">端末機</td> <td style="text-align: center;">6年</td> <td style="text-align: center;">「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プリンター</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「その他の事務機器」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ツイストペアケーブル、同軸ケーブル</td> <td style="text-align: center;">18年</td> <td style="text-align: center;">「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「主として金属製のもの」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">光ケーブル</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「その他のもの」</td> </tr> </tbody> </table>	個々の減価償却資産	耐用年数	「種類」「構造又は用途」「細目」	サーバー	6年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」	ネットワークオペレーションシステム、アプリケーションソフト	5年	「無形減価償却資産」「ソフトウェア」「その他のもの」	ハブ、ルーター、リピーター、LANポート	10年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電話設備その他の通信機器」「その他のもの」	端末機	6年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」	プリンター	5年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「その他の事務機器」	ツイストペアケーブル、同軸ケーブル	18年	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「主として金属製のもの」	光ケーブル	10年	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「その他のもの」
個々の減価償却資産	耐用年数	「種類」「構造又は用途」「細目」																							
サーバー	6年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」																							
ネットワークオペレーションシステム、アプリケーションソフト	5年	「無形減価償却資産」「ソフトウェア」「その他のもの」																							
ハブ、ルーター、リピーター、LANポート	10年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電話設備その他の通信機器」「その他のもの」																							
端末機	6年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」																							
プリンター	5年	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「その他の事務機器」																							
ツイストペアケーブル、同軸ケーブル	18年	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「主として金属製のもの」																							
光ケーブル	10年	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「その他のもの」																							

改 正 後	改 正 前
(旅館、ホテル業における客室冷蔵庫自動管理機器) <u>2 - 7 - 6の2</u>	(旅館、ホテル業における客室冷蔵庫自動管理機器) <u>2 - 7 - 6の3</u>

五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い)</u></p> <p>法人が、平成13年4月1日以後に開始する事業年度において、同日前に開始した事業年度に取得したLAN設備を構成する個々の減価償却資産について、この法令解釈通達による改正前の2 - 7 - 6の2《LAN設備の耐用年数》の本文の取扱いの例により、引き続き当該取得したものの全体を一の減価償却資産として償却費の計算を行っている場合には、これを認める。</p> <p><u>(注) 当該取得したものの全体を一の減価償却資産として償却費の計算を行っている場合において、その後の事業年度において、個々の減価償却資産ごとに償却費の計算を行う方法に変更する場合には、既に計上した償却費の額をその取得価額比等により個々の減価償却資産に合理的に配賦するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>